

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	116	95	21	22.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	116	95	21	22.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,048	1,165	△117	△ 10.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,048	1,165	△117	△ 10.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	116	95	21
(内訳)			
国家石油備蓄基地に係る資本的支出	104	83	21
国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出	12	12	—

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	14,690	14,437	253
(財源)			
財政投融资	116	95	21
財政融資	116	95	21
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	14,574	14,342	232
市中借入（石油基地）	1,727	1,727	—
市中借入（石油ガス基地）	450	450	—
政府短期証券等（備蓄石油購入等）	11,597	11,365	232
政府短期証券（備蓄石油ガス購入）	800	800	—

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

石油備蓄事業は、民間備蓄事業と国家備蓄事業に分けられるが、当該事業の性格が、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要性があること等から、石油公団の廃止等に係る一連の改革において、民間の操業在庫を上回る部分について実質的に国直轄とされた。このため「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

なお、国家備蓄石油及び国家備蓄石油ガスの備蓄量は、石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）第4条に基づき、毎年度、需要予測に基づく危機時に必要な需要量について、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、適正な備蓄目標を定めることとされており、この備蓄目標等に基づき必要な財政融資資金の調達を行い、政策目的の実現に必要な範囲内で事業を実施している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、民間備蓄事業と区別されており、収益が発生する事業ではなく国が一義的に行う事業である。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、民間備蓄事業と区別されており、国が一義的に行う事業である。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度は82億円、令和元年度令の財政投融資は130億円を予定していたが、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の資本的支出の一部の工事を取りやめたこと及び工事発注にかかる請負差額が生じたこと（入札による予定価格と受注額の差額）等により、平成30年度は約2億円、令和元年度は約27億円の運用残となった。令和2年度の財政投融資95億円については、計画事業を順次実施

中であるが、一部、コロナウィルスの影響により工事遅延が回避できないものは翌年度に繰越を行うことの検討も始めており、実質的な運用残は少額の見込み。また、この繰り越しに伴う令和3年度事業への影響はない見込み。

また、石油備蓄基地については、各国家石油備蓄基地が完成してから20～30年が経過しており、老朽化課題への対応のため、主要な基地設備の耐用年数等を勘案した長期修繕計画を策定している。策定に当たっては、長期間にわたって要求額の大きな変動がないよう留意している。

令和3年度の財政投融资要求額は、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地における必要な事業に係る資本的支出を合計した結果116億円となる。これについても過年度の執行状況を考慮し、要求額の査定をより厳格に実施しており、本年度までの事業進捗等を踏まえた長期的な計画に基づき、過不足なく資金需要の積算を行っている。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	10億円	2億円	27億円
運用残率	11.0%	2.8%	20.5%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「新国際資源戦略」に記載されている原油及び石油製品の安定供給の確保に向けて必要な対応が円滑に発動出来る体制を常時確保するため、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出を実施するため財政融資資金116億円を要求している。

(参考)

○「新国際資源戦略」（令和2年3月、経済産業省）」（抄）

Ⅱ. 石油・LNG等のセキュリティ強化

2. 対応の方向性

(4) セキュリティ強化に向けた我が国の石油備蓄の効果的活用

① 石油備蓄の機動性の向上

日本の石油備蓄については、①国が保有する「国家備蓄」、②石油備蓄法に基づき石油精製事業者などが保有する「民間備蓄」、③UAE(アラブ首長国連邦)とサウジアラビアとの間で2009年以降開始された「産油国共同備蓄」で構成されており、現在、国内消費量の200日分超(IEA基準に基づく備蓄日数;190日超)に相当する量が確保されている。

昨今、中東地域においては、ドローンなど新技術により低コストでのミサイル攻撃が可能になるなど、地政学的リスクが増大しており、石油の供給制約が長期にわたって発生する懸念や、これらが多発的・連続的に発生する蓋然性が高まっている。こうした状況を踏まえ、石油備蓄の効率的な管理の下、現在の備蓄数量はおおむね維持しつつ、緊急事態が発生した場合においても、原油及び石油製品の安定供給の確保に向けて必要な対応が円滑に発動できることが重要。したがって、平時より、石油精製・元売会社との連携強化、必要に応じた油種の入替え、総合的・実戦的なシミュレーションや訓練等、国家備蓄、民間備蓄及び産油国共同備蓄の機動的かつ効果的な活用に向け、官民が連携するため、新しい組織を立ち上げる。非常時においては、国と連携し、石油精製・元売会社の原油調達、在庫見通しなどの情報収集・共有等を行う。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

1. 政策的必要性

石油及び石油ガス備蓄事業は、我が国への石油の供給途絶及び災害発生時の供給不足に備えるため、民間の備蓄量を除いて、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要がある。

石油備蓄を行うため、国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、修繕保全工事及び改良更新工事等に必要な資金の調達が必要であるが、年度別に所要額に大きな増減幅があることから、税込分の資金調達の平準化を図り、長期間、安定的かつ低利に所要額を調達することができる財政融資による調達が最も適している。

なお、国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、修繕保全工事等については年度別に所要額の大きな増減はなく、石油石炭税収を財源としたエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による資金調達を行っている。

2. 民業補完性

石油及び石油ガス備蓄事業は、民間備蓄事業と国家備蓄事業に分けられるが、当該事業の性格が、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要があること等から、石油公団の廃止等に係る一連の改革において、民間の操業在庫を上回る部分について実質的に国直轄とされた。このため「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

よって、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下で、石油・石油ガスの備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油・石油ガスの適切な供給を図るための措置を講ずる必要がある。

3. 有効性

備蓄事業の財政融資は、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に所要額を確保できることから、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、改良更新・修繕保全計画に沿って最も効率的に事業を実施することができる。

4. その他

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）は、石油石炭税の税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっている。国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の建設や能力向上（資本的支出）の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元本償還及び利払いにはこの税収財源を充てており、償還確実性は問題ないといえる。

元年度決算に対する評価

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和元年度決算について、歳入面で国家備蓄原油の売却に伴い備蓄石油売払代で約9億円の増加となっている。

2. 決算の状況

(1) 歳入歳出の状況

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	683,208	燃料安定供給対策費	181,433
石油証券及借入金収入	1,402,741	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構出資	62,000
備蓄石油売払代	11,093	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構船舶建造費	3,900
雑収入	72,925	エネルギー需給構造高度化対 策費	303,116
前年度剰余金受入	337,584	国立研究開発法人新エネルギ ー・産業技術総合開発機構運 営費	146,673
国立研究開発法人新エネルギ ー・産業技術総合開発機構納 付金収入	343	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構運営費	17,481
		事務取扱費	4,526
		諸支出金	2
		融通証券等事務取扱費一般会 計へ繰入	0
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,431,671
		予備費	-
計	2,507,896	計	2,150,804